



※1 障害年金・遺族年金・雇用保険の失業給付など非課税収入は除く。

※2 事業専従者に該当しない合計所得58万円以下の人で、親族の年末調整や確定申告で税制上の扶養として申告されている人。健康保険の扶養とは異なる。

※3 1か所からの給与収入のみの場合でも、年途中の退職等で年末調整が済んでいない場合や、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない場合(提出の有無は勤務先へご確認ください)は申告が必要。

※4 扶養親族等申告書は、該当者へ各年金保険者から送付される(送付の有無は各年金保険者へご確認ください)。